十四　顧客が受益権を行使する場合にそれぞれの顧客に支払われる金額が、当該受益権の行使の日における元本換価額に、当該日における顧客区分管理必要額に対する当該顧客に係る個別顧客区分管理金額の割合を乗じて得た額（当該額が当該個別顧客区分管理金額を超える場合には、当該個別顧客区分管理金額）とされていること。

十五　顧客が受益権を行使する日における元本換価額が顧客区分管理必要額を超過する場合には、当該超過額は委託者に帰属するものであること。

2　前項第十四号及び第十五号の「元本換価額」とは、顧客区分管理信託に係る信託財産（元本部分に限る。）を換価して得られる額（顧客区分管理信託に元本補てんがある場合には、元本額）をいう。

（個別顧客区分管理金額等の算定等）

第百四十三条の三　顧客区分管理信託の方法により管理する場合にあっては、金融商品取引業者等は、個別顧客区分管理金額及び顧客区分管理必要額を毎日算定しなければならない。

2　第百四十三条第一項第二号ハ及びニに掲げる方法により管理する場合にあっては、金融商品取引業者等は、特定業者等に預託した保証金について、定期的にその金額の確認を行わなければならない。

第百七十七条第一項第三号イ中「顧客分別金信託」の下に「、顧客区分管理信託」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、平成二十一年八月一日から施行する。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この府令の施行の際現に通貨関連デリバティブ取引等（この府令による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（以下この条において「新令」という。）第百四十三条第三項に規定する通貨関連デリバティブ取引等をいう。以下この条において同じ。）に係る業務を行っている金融商品取引業者等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）が行う通貨関連デリバティブ取引等については、新令第九十四条第一項第二号、第百二十三条第一項、同条第三項から第五項まで、第百四十三条から第百四十三条の三まで及び第百七十七条第一項第三号イの規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条　この府令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第二号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第八条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年七月三日

内閣総理大臣　麻生　太郎
総務大臣　佐藤　勉
法務大臣　森　英介
財務大臣　与謝野　馨
厚生労働大臣　舛添　要一
農林水産大臣　石破　茂
経済産業大臣　二階　俊博
国土交通大臣　金子　一義

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号を次のように改める。

一　令第八条第一項第一号ハ又はニに掲げる取引のうち、次に掲げるもの

イ　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十三条の二第二項の規定による信託に係る契約の締結又は同項の規定による信託に係る信託行為若しくは信託法（平成十八年法律第百八号）第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立

ロ　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百四十三条の二第一項に規定する顧客区分管理信託に係る契約の締結又は同項に規定する顧客区分管理信託に係る信託行為若しくは信託法第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立

附　則

この命令は、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第四十号）の施行の日から施行する。

○内閣府令・財務省令第六号

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年七月三日

内閣総理大臣　麻生　太郎
財務大臣　与謝野　馨

銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部を改正する命令

銀行等保有株式取得機構に関する命令（平成十三年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（株式に準ずるもの）

第五条　法第十九条第二項第二号に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資のうち、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所（第二十条の二十一第一項第一号において単に「金融商品取引所」という。）に上場されているもの

二　専ら法人の自己資本の充実を目的として設立された法人（外国の法令に準拠して設立された法人を含む。以下同じ。）の持分（株式会社の発行する株式及び投資口を除く。）

第十五条第一項を次のように改める。

法第三十四条第一項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める関係にあるものは、次に掲げるものとする。

一　株式の買取りの申込みをした日において、六月間継続して、銀行等（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者を含む。イ及びロを除き、以下この項において同じ。）が発行する株式を保有している株式会社の発行する株式を当該銀行等（ロに定める者を除く。）が保有している場合における当該株式会社

イ　当該銀行等の議決権の過半数を一の株式会社が保有している場合　当該一の株式会社

ロ　専ら当該銀行等の自己資本の充実を目的として設立された法人の議決権の過半数を当該銀行等（当該銀行等の議決権の過半数を一の株式会社が保有している場合にあっては、当該一の株式会社を含む。）が保有している場合　当該法人

二　株式の買取りの申込みをした日において、六月間継続して、銀行等が発行する株式を保有している株式会社の総株主の議決権の過半数を保有する一の株式会社の発行する株式を当該銀行等（前号ロに定める者を除く。）が保有している場合における当該銀行等が発行する株式を保有している株式会社